

近衛公爵家の家憲

安岡重明

一、はしがき

近世・近代の商家や財閥の家憲・家則・家訓・店訓・店則などについて、最近相当程度に研究が進んできた。近世商家の家訓・家則については、すでに宮本又次の商家の経営理念とか町人思想という観点からの約半世紀にわたる研究史がある。¹また武家の家訓については、武士道の観点から、あるいは統治者の思想という観点からの若干の研究が見られたが、この面では最も、近藤齋の三部作が発表されて、貴重なデータが

提示された。²

私は、江戸時代の商家の家訓・家憲・店則などを観察してきて、そのなかにゆるやかな法則的なものを見出した。心得的な家訓や店訓的なものが、商家の規模が拡大するにつれて整備されていき、体系的な店訓・店則や家・家族・家業・相続の基本を規定した家則・家憲となっていくという、一般的傾向である。³

そして江戸期の大商家の家憲と明治以後の財閥の家憲との間に、著しい類似性が見出された。鴻池家や三井家の享保期の家憲は、明治二、三十年代に改定されたが、その内容は実質的には享保のそれを継承してい

た。そして財閥となった大商家の家憲のなかで、三井家や安田家の家憲では、同族の財産の分類を行い、一方では基本的な財産を設定して、それを減額しない仕組みを考え、他方では年々利益を生み出す財産を設定して、その財産から収入(利益)でもって、年々の経費を賄うという規定を設けた。

財産の種類わけを行って財産を算理する方法は、大商家や財閥のみならず、華族の家憲においても見られるようになった。明治二十年代以後の華族の家憲にその傾向が認められる。このような財産管理法は、明治十九年五月から施行された華族世襲財産法の規定にもとづくものと推察されるのであるが、それはけっして、このとき始めて出現した発想ではなくして、富豪や名家がそれまでに行ってきた財産管理法の基本を整理して明文化したという側面をもあわせもつと思われる。このことについては、私はすでに別に論じたことがある。⁴

さてこのような理解からすると、近衛公爵家の家憲

はどのような位置にあるのであろうか。近衛家家憲本文のみはすでに近藤斉著『近世以降武家家訓の研究』に収録されているが、近衛家家則、同事務規程、陽明会規約は収録されていない。

二、近衛家家憲の特徴

近衛家の家憲の第一条は、男子の相続を規定していて、男子なきときは女子に家則に定めた諸家より養子を迎えて相続させるとしている。第二条では、家督を相続しない男子は分家をさせるか、家則に定めた諸家に限り相続養子となしうとする。

第四条では、資産を甲種、乙種、丙種の三種に分ち、甲種資産は財産総額の十分の五とし、その原資は一切使用しない、としている。第六条では、乙種資産を総額の十分の五以上とし、家の大札、非常の費用、分家の資産分与にあてる、としている。そして丙種資産は甲、乙資産より生ずる利益と、その他各種の収入でも

って成立し、これにより歳費を賄うとしている(第七、条九条)。そして丙種に残余が出ると乙種にくり入れ、乙種が増加すると、甲種にくり入れることになっている。甲種は一切使用されないから、増加するばかりである。

歳費の予算は毎家家令・家扶が調整し、商議人の議決をへて家主の認可を受ける。予算外の支出も同様である(第十一、第十二条)。これに対して決算は、家令・家扶が調製して商議人の議決を以て検査確定す、とあって(第十三条)、家主の決裁を規定していない。商議員は近衛家に縁故ある者のなかから家主が囑託する(第十五条)。

このほか、家主より宗親属中の成年有爵者三名以上を親属会議メンバーとして依頼し、家族の身分に異なる場合のほか、重大事件について開かれる(第十七、第十八条)。

家憲の改正は、家主、親属会議、商議會一致の議決を必要とする。

以上が家憲の要点であるが、注目されるのは予算の決定の仕方である。家令が案を作り、商議人の議決をへて家主が認可する点は、伊予宇和島伊達家の場合などと異っている。伊達家の明治三十五年の家範では、

「第五十六条、評議會ノ議案ハ、家令之ヲ起草シ、家主ノ認可ヲ経タル後チ之ヲ提出シ、其理由ヲ弁明ス」とあり、評議會は家主の決定を監督する立場にあった。同家の評議員は、伊達一門、及び家主の親族又は旧宇和島藩士民中より家主が囑託することになっていた(第六十四条)。そして相続・婚姻・養子縁組・離婚・離縁・隠居・分家その他重大な件や予算の議定、決算の査定などを審議した(第五十条)。最終の決定者は近衛家では家主であり、伊達家では評議會であったと見ることができよう。この差が何にもとづくのかは明かではない。

近衛家家則の重要な点を二点だけ指摘しておきたい。第一は、婚姻の場合、自家とほぼ同格の家々との婚姻を維持しようとしている点である。第二は、資産

の形態の規定である。甲種資産は、土地または政府発行の公債証券その他華族世襲財産に編入することのできる銀行、会社の株券に限り、乙種資産は不動産・公債証券、金銀塊、その他商議会が確実と承認した株券または債券とし(第四、第五条)、安全確実を基本として行っていることである。

そのほか近衛家の職制が規定されていて、使用人の処遇が明かにされている。使用人の月俸や欠勤・解雇・賞与・致仕慰勞金などの規定は、他の職業のそれらと比較することが可能である。

陽明会は、近衛家旧臣の情宜を永遠に保持し、會員相互の交際を親密にするための会である。旧公卿家にもこのような組織があつたことに興味を覚える。大商家には相続講といったような名称で別家や旧使用人の組織があつた。この方は旧使用人たちが困窮した場合に援助する機能をもっていたが、陽明会の場合はその点が明示的ではない。しかし親睦会といわずに陽

明会という名称を用いたのは、将来事業を拡張する含みもあるためだとしているのを見ると、あるいは後に商家の相続講のような機能をもつようになったかも知れない。

注1 宮本又次『近世商人意識の研究』有斐閣、昭和十六年。

宮本又次『近世日本経営史論考』東洋文化社、昭和五四年。竹中靖一、宮本又次編『経営理念の承譜―その国際比較』同年、東洋文化社。その他、土屋喬雄、作道洋太郎、足立政男などの研究。

2 近藤斉『近世以降武家家訓の研究』昭和五〇年、風間書房。同『戦国時代武家家訓の研究』昭和五三年、同社。同『総説武家家訓の研究』昭和五八年、同社。

3 安岡重明『商家における家憲の成立(試論)―住友家法のかくれた部分との関連において』同志社大学人文科学研究所刊『社会科学』24、一九七八年。この論文は、住友家の場合、大商家の家則・家憲には必ず含まれている相続規定が公表されていないのではないかと指摘したものである。

4 安岡重明『商家・財閥・華族の財産管理』、南山大学『アカデミア』経済経営学編第八三号、昭和五九年。

5 華族世襲財産法は、次のように規定している。

第三条 世襲財産ハ左ニ掲クル所ノ二類ニ限ル但第十

五国立銀行株券ハ第二類ニ準シ世襲財産ト為

スコトヲ得

第一類 田畑山林宅地塩田牧場池沼等

第二類 政府発行ノ公債証書又ハ政府ノ保証若クハ

特別ノ監督ニ属スル銀行若クハ会社ノ株券

(表紙)

近衛家家憲
近衛家家則
同事務規程
陽明會規約

全

(たて 21cm, よこ 14cm)

近衛家々憲

第一章 家督相續

第一條 家督ハ男子ヲシテ相續セシム

若シ女子ノミアリテ男子ナキトキハ家則

ニ定メタル諸家ノ中ヨリ女子ニ配スヘキ

養子ヲ爲シテ家督ヲ相續セシム

第二條 男子ニシテ家督ヲ相續スル者ノ外ハ成年

ニ達スルヲ俟ツテ分家セシムヘシ

但シ家則ニ定メタル諸家ニ限り相續養子

トナスコトヲ得

第三條 家督ヲ相續シタルモノハ多武峯太祖廟前

ニ於テ授爵勅書及其奉答誓書ノ旨ヲ服膺

シテ忘レサルコトヲ宣誓スヘシ

第二章 資産

第四條 資産ヲ分ツテ三種トス

一 甲種資産

一 乙種資産

第五條

一 丙種資産
甲種資産ハ財産總額ノ十分ノ五ヲ以テ成

第六條

立シ其原資ハ一切使用セサルモノトス
乙種資産ハ財産總額ノ十分ノ五以上トシ

家ノ大禮及非常ノ費用ニ充テ若ハ分家ノ

資産トシテ分與スルノ外ハ其元資ヲ使用

第七條

セサルモノトス
丙種資産ハ甲種資産及乙種資産ヨリ生ス

第八條

ル利益ト其他各種ノ收入ヲ以テ成立ス
第九條ニヨリ繰入タル乙種資産ノ元資甲

種資産ノ十分ノ七以上ニ達シルトキハ其

第九條

十分ノ二ヲ甲種資産ノ元資ニ繰入ルヘシ
丙種資産ヲ以テ歲計豫算ヲ立テ其殘餘ハ

有利ニシテ確實ナル債券又ハ株券ヲ購入

第十條

シ乙種資産ニ繰入ルヘシ
乙種資産ノ元資ヲ使用シタルトキ八十

第三章 會計

年以内ニ補充スヘシ

第十一條

歳出入總豫算ハ毎年家令家扶之ヲ調製シ
商議人ノ議決ヲ經テ家主ノ認可ヲ受クヘ
シ

第十八條

親屬會議ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開ク
一 家族ノ身分ニ異動アルトキ

第十二條

豫算外ノ支出ハ商議人ノ議決ヲ經テ家主
ノ認可ヲ受クヘシ

一 財產種目ノ變換及其増減異動アルトキ
一 其他一家ノ重大事件アルトキ若ハ家主ニ
於テ必要ト認メタルトキ

第十三條

決算ハ家令家扶之ヲ調製シ商議人ノ議決
ヲ以テ檢査確定ス

第七章 補 則

第十九條

家主成年ニ達セサルトキハ宗族中ヨリ後
見人ヲ選定シ家主ニ代リテ家憲家則ニ規
定スル所ノ權能ヲ行ハシム

第十四條

家職ハ家令家扶家従家丁トス
其職制ハ家則ノ定ムル所ニヨル

但シ後見人ハ第二十一條ノ權能ヲ行フコ
トヲ得ス

第五章 商 議 人

第十五條

家政ヲ商議セントメ商議人若干名ヲ置ク
商議人ハ當家ニ縁故アル者ノ中ヨリ家主
之ヲヲ囑托ス

第二十條

嗣子成年ニ達シタルトキハ親屬會議并ニ
商議會ニ列席スルコトヲ得但シ可否ノ數
ニ加ラス

第十六條

第六章 親 屬 會 議

第十七條

商議會ノ規定ハ家則ノ定ムル所ニヨル
親屬會議ハ家主ヨリ宗親屬中ノ成年有爵
者中三名以上ヲ依囑シテ之ヲ設ク

第二十一條

此家憲ヲ改正スルノ必要アルトキハ家主
親屬會議商議會一致ノ議決ヲ以テ之ヲ定
メ多武峯太祖廟前ニ於テ其奉告式ヲ行フ
ヘシ

近衛家々則

諸家

第一章 親族

第一條 家憲第一條第二條ニ「家則ニ定メタル諸

家」ト稱スルハ左ノ如シ

一 九條公爵家

一 鷹司公爵家

一 二條公爵家

一 一條公爵家

一 津輕伯爵家

一 水谷川男爵家

一 將來當家ヨリ直ニ分家シタル家

以上諸家ハ當家ト密接ノ關係アルヲ以テ

特ニ交誼ヲ厚クシ永世渝ラサルモノトス

近親ハ血族ト姻族トニ拘ラス家主ト密接

ノ關係アル左ノ諸家ニシテ第一條ニ規定

シタル諸家ニ均シキ交際ヲ爲スモノトス

一家主ノ姉妹、女及ヒ孫女ノ婚嫁シタル

一家主ノ父ノ姉妹ノ婚嫁シタル諸家

一家主ノ母、祖母及ヒ妻ノ生家

一家主ノ嗣子孫ノ妻ノ生家

第三條 第一條第二條規定以外ノ縁家ハ同條規定

ノ諸家ニ次ク交際ヲ爲スモノトス

第二章 資産

第四條 甲種資産ハ土地又ハ政府發行ノ公債證書

其他華族世襲財産ニ編入シ得ヘキ銀行若

クハ會社ノ株券ニ限ル

第五條 乙種資産ハ不動産公債證書金銀塊其他商

議會ノ確實ト承認シタル株券又ハ債券ニ

限ル

第六條 家令家扶ハ資産各種ノ明細目録ヲ製シ何

時ニテモ親族會議商議會ノ一覽ニ供スヘ

シ

第三章 會計

第七條 會計年度ハ曆年ニ據ル

第二條

第八條

翌年度總豫算ハ毎年十一月中ニ調製ヲ終
リ十二月二十日迄ニ商議會ニ附シテ其議
決ヲ受ケ家令ヨリ家主ニ稟請シテ其認可
ヲ受クルモノトス

第九條

決算ハ其翌年一月中ニ調製ヲ終リ二月中
ニ商議會ノ檢査ヲ經テ確定ス
決算ニハ支拂明細
書ヲ添付スヘシ

第十條

豫備費ヲ使用セントスルトキハ商議人一
名以上ノ同意ヲ得テ家主ノ認可ヲ受クヘ
シ

第十一條

豫算定額外ノ臨時費ヲ要スルトキハ金百
圓以上ハ商議人^{半数}以上ノ認可ヲ得テ處分ス
ヘシ金百圓未滿ハ處分後商議人ノ事後承
諾ヲ要ス但シ百圓以上ト雖モ非常緊急ノ
場合ニハ家主ノ認可ヲ受ケ爾後商議人ノ
承諾ヲ受クルコトヲ得

第十二條

當家ノ家職制左ノ如シ
一家令 一人

家憲家則其他ノ家規ヲ遵守シ家務ヲ總理
ス

一家扶 若干名

家務ヲ分任ス家令缺ケタルトキ若シクハ
故障アルトキハ其上席者家令ノ職ヲ行フ

一家從 若干名

日常ノ雜務ニ服シ兼テ家扶ニ分屬シテ其
事務ヲ輔ク

一家丁 若干名

雜役ニ服ス

第十三條

家令家扶家從ハ陽明會員中ヨリ家主之ヲ
命シ家丁ハ家令之ヲ選定シ家主ノ認許ヲ
經テ之ヲ採用ス但シ家令家扶ノ任免ハ商
議人ノ議決ヲ經ルヲ要ス

第十四條

常務以外ノ事務ヲ取扱ハシムル爲ニ特ニ
陽明會員中ヨリ適任者ヲ隨時選定シテ之

ヲ囑托スルコトアルヘシ若シ陽明會員中

第二十條

親族會議員商議人ニシテ會議ニ出席スル

ニ適任著ナキトキハ會員以外ノ人ニ依囑

能ハサル場合ニハ豫メ書面ヲ以テ意見ヲ

スルモ妨ケス

申送ルモ妨ケナシ

第十五條 家扶分擔事務左ノ如シ

第六章 俸給及旅費

一會計掛

第二十一條

家職備員ハ別表ニ照シ月俸ヲ支給ス

一納戸掛

第二十二條

月俸ハ毎月二十五日之ヲ支給ス

一應接掛

第二十三條

月俸支給方ハ新任増減俸トモ辭令日附ノ

一記録掛

翌日ヨリ其月ノ日割ヲ以テ計算ス又退身

其他ノ庶務ハ別ニ擔任ヲ分タス

死亡月ノ十五日前ナレハ當月分半額ヲ十

第十六條 奥向ノ事務分擔ハ別ニ之ヲ定ム

六日後ナレハ全額ヲ給ス

第五章 會 議

第二十四條

解雇ノ著事務引繼ノ爲メ若クハ後日調査

第十七條 商議會ハ毎年二月十二月ニ之ヲ開ク但必

ノ爲メ特ニ出頭セシムルトキハ其間舊等

要ニヨリテハ臨時會ヲ開クコトアルヘシ

級ニ準シ月俸日割ヲ以テ日當ヲ給ス但出

第十八條 商議會ノ議決ハ過半数ニヨル可否同數ナ

頭ノ日數解雇ノ月内ニ係リ給料ヲ受ル間

ルトキハ家主之ヲ決ス

ハ之ヲ給セス又本人ノ過誤或ハ不正ニ係

第十九條 親族會議商議會俱ニ議決ヲ經ヘキ問題ハ

ル事件ノ爲メ出頭セシムルトキモ亦之ヲ

同時ニ兩會ヲ開キ其議決ハ兩會ヲ通シテ

給セス

可否ノ數ヲ算スヘシ

第二十五條

自己ノ都合ニ依リ缺勤スル間ハ月俸日割

自滿三十ヶ年 至滿四十ヶ年 全 十ヶ月分

自滿四十ヶ年 至滿五十ヶ年 全 十二ヶ月分

事務規程 會計ノ部

第九章 懲罰例

第三十五條

懲罰ヲ分ツテ謹責、謹慎、減俸、退身ノ四種トシ所爲ノ輕重ヲ審査シテ之ヲ處分ス

一 金庫鎖鑰ハ一ハ家主之ヲ保管シ一ハ會計係家扶之ヲ保管ス

第三十六條

家職傭員ニシテ當家ニ損害ヲ與ヘタルモノハ本例ニヨリ處分スルノ外損害金ヲ賠償セシムルコトアルヘシ

一 不動産登記證書公債證書及株券ノ類ハ家主ノ封印コトヲ得ス

第三十七條

法律ニ觸レ公裁ヲ經タル者ト雖モ尙ホ本例ニヨリ處分スルコトアルヘシ

一 現金ハ全部銀行當座預トナシ小拂用トシテ五拾圓ハ會計係之ヲ預ル月拂ノ當時之ニ要スル金額ヲ引出スモノトス又其支出金一口拾圓以上ノモノハ銀行引出切手ヲ以テ之ヲ支拂フモノトス月拂以外臨時ノ支出ニシテ拾圓以上ニ登ルモノモ亦同シ其引出シニハ役所印及ヒ其實印ヲ捺スヘシ

一 家令ノ役印ハ常ニ金庫ニ納ムヘシ

一 總テ金錢授受ニ關スル往復ニシテ令扶名義ヲ以テ
スルモノハ令扶ノ實印及ヒ役所印ヲ以テ割印スヘ
シ

係ニ交渉スヘシ

事務規程 納戸ノ部

一 家寶ハ家主ノ封印ヲ得テ倉庫ニ收藏シ其開閉ハ令
扶ノ内二名以上ノ立合ヲ要ス又其明細目錄ハ納戸
係之ヲ保管ス

一 其他ノ器物書籍ハ納戸係之ヲ保管シ其散逸腐蝕等
ヲ防ク其明細目錄ハ納戸係之ヲ保管ス

一 納戸係ハ日常使用品ノ整理ヲ計ル爲メニ物品會計
明細簿ヲ調整シテ之ヲ保管ス

一 納戸係ヨリ渡ス調度品ハ豫メ渡シアル受領品用紙
ニ受取ルヘキ品物ト受取人ノ名前トヲ記入セシメ
之ト引換ニテ其品ヲ渡スヘシ其用紙ハ綴込トシテ
保存シ之ニ附箋シテ毎月始メニ家令ノ捺印ヲ乞フ
ヘシ

一 納戸係リニテ購入シオク調度品ハ購入ノ都度會計

陽明會規約

陽明親睦會ノ組織ナリテヨリ茲ニ十有六年爾來非常ノ進歩ヲ見スト雖モ舊來ノ情誼ヲ持續スルニ於テハ其效少シトセス今ヤ世ノ變遷ト共ニ會ノ規約ヲ變更シテ會ノ規模ヲ擴張シ會ノ主旨ヲ鞏固ニシテ以テ單ニ此會ヲシテ舊誼ヲ保管スルノ目的ニ止メス他日有益ノ事業ヲ爲スノ基礎ヲ立ツルノ時ニ際會ス余之ニ見ル所アリテ自ラ筆ヲ執ツテ規約ノ改正ヲ施コシ從來蓄積シタル基本金ノ保管ヲ爲サントス抑モ孰レノ會ヲ問ハス基本金ニシテ確固ナルアレハ以テ其會ノ隆盛ハ他日ニ期シテ待ツヘキモノナレハ余ハ之ニ慮ル處アリテ基本金ヲ保管スルニ當リ從來各種ニ分レタル基本金ハ皆一時通貨ニ換算シ少ナクモ其利子ヲシテ年六分以上ニ運用セシメ其利子中ヨリ會費ヲ扣除シ其殘餘ハ以テ元金ニ合シテ之ヲ積立ツルコトシ以テ基本ノ増殖ヲ圖ラントス若シ夫レ世上ノ利率六

分以下ニ下ル片アラシカ其時ニ當ツテハ其六分ニ達スル迄ノ保護ヲ當家ヨリ與ヘント欲スルナリ而シテ數年ノ後ニ至リ多少ノ増加ヲ見ルニ至ラハ更メテ其利用法ヲ示サント欲ス其將來本會ニ行ハシメント欲スル事業ノ如キハ今敢テ云フノ要ナク又云フヲ欲セサルナリ又從來ハ親睦ノミヲ以テ主旨トシタレハ親睦會ノ名モ適シタルモ今ヤ改正ヲ施コシテ他日ノ發達ヲ圖ルニ當ツテハ會名ノ狹キハ妙ナラス故ニ單ニ陽明會トセリ又規約中ニ他日ノ事業ヲ記入セサリシハ本會未タ其域ニ達セス其事項モ明言スルニ苦シムヲ以テ他日目的ノ確立シタル片ヲ以テ規約中ニ追加セント欲スルナリ諸子乞フ余ノ意ヲ諒セヨ新設規約及ヒ基本金蓄積ノ法ニ就キ疑ハシキモノアレハ幹事ヲ經由シテ余ニ尋ヌル所アレ余ハ決シテ其答解ノ勞ヲ厭フモノニアラサルナリ

明治廿九年五月

近衛篤磨

陽明會規約

第一章 目的、名稱、位置

第一條 本會ノ目的ハ近衛家舊臣ノ情誼ヲ永遠ニ

保持シ且ツ會員相互ノ交際ヲ親密ニスル

ニアリ

第六條

コトアルモノ

一 舊家臣ニ準スヘキ緣故アルモノ

但シ終身會員トナルニハ其部ノ委員會ノ

決議ヲ經ルヲ要ス

會員タラントスルモノハ現屬籍住所姓名

年齢ヲ詳記シテ其部ノ幹事ニ申出ヘシ其

部ノ委員會ニ於テ承諾スヘシト決シタル

トキハ會員證ヲ附與スヘシ

會員ニシテ左ノ項ニ觸ル、モノハ委員會

ノ決議ヲ以テ除名スルモノトス

一 輕罪以上ノ刑ニ處セラレタルモノ

一 皇室及ヒ舊主家ニ對シ不遜ノ行爲アルモ

ノ

一 素行修ラサルモノ

除名セラレタルモノ、家族ト雖モ第四條

第二項若シクハ第五條ノ規定ニヨリ新タ

ニ入會ヲ乞フ片ハ許スコトアルヘシ

前條第二第三ノ兩項ニ觸レテ除名セラレ

第二條 本會ヲ名ツケテ陽明會ト稱ス

第三條 本會本部ヲ近衛家邸内ニ置キ又別ニ東京

及ヒ京都ニ事務所ヲ設ケ静岡縣以東ニ居

住スル會員ハ東京都ニ又愛知縣以西居住

スル會員ハ京都部ニ屬セシム

第七條

第二章 會 員

第四條 本會々員タルヲ得ヘキモノハ

一 舊家臣ノ戸主及ヒ滿十五年以上ノ嗣子

一 舊家臣ノ子弟ニシテ分家シタルモノ

第五條 本會ノ終身會員タルヲ得ヘキモノハ

一 舊家臣若シクハ其子弟ニシテ舊家臣外ノ

家ヲ相續シタルモノ

一 舊家臣ニアラスシテ近衛家ニ奉仕シタル

第八條

タルモノニシテ悔悟ノ上會員兩名以上ノ

保證ヲ以テ再入會ヲ申込ムトキハ委員會

ノ決議ヲ經テ許スコトアルヘシ

第九條

會員退會セントスルモノハ幹事ニ申出ヘシ

第十條

會員ノ轉居旅行死亡其他異動アルトキハ幹事ニ通知スルモノトス

第三章 役員

第十一條

會長一名近衛家々令ヲ以テ之ニ充テ家令缺クルキハ上席家扶會長心得トシテ事務ヲ擔任ス

第十二條

幹事五名東京二名 京都三名
會長ノ旨ヲ承ケ會務ヲ處理ス

第十三條

委員十名東京三名 京都七名
舊主家ノ諮詢ニ應ヘンカ歳メ若シクハ本會ノ重要問題ヲ議シ及ヒ幹事ノ會計事務ヲ監督スル爲メニ常任ス
但シ舊主家ノ命ニヨリ特ニ委員ヲ撰定

シテ調査スルコトアルヘシ

第十四條

委員會ハ過半數ヲ以テ決ス但シ別ニ規定シタル場合ハ此限りニアラス

第十五條

幹事委員ノ撰舉ハ會員中丁年以上ノ會員ヨリ撰舉スルモノトス其方法ハ記名投票ニヨルヘシ

第十六條

撰舉ハ隔年秋季ノ會ニ於テ半數ヲ改撰ス但シ再撰スルモ妨ナシ

第十七條

役員ハ任期滿ツルト雖モ後任確定迄ハ其責任ヲ解除セス

第四章 會員ノ義務

第十八條

會員ハ毎年一月二日舊主家ニ參集シテ賀詞ヲ述フヘシ但シ遠隔ノ地ニアルモノハ各自賀表ヲ呈スルモ妨ケナシ

第十九條

舊主家ノ大禮ニ際シ賀意若シクハ弔意ヲ表セントスルトキハ會長ノ申達ヲ俟ツテ行フヘシ

第二十條

本會ハ春秋二季大會ヲ開ク東京ハ上野津

梁院ニ於テ又京都ハ大徳寺ニ於テス開會

ノ當日舊王家ノ墓所ヲ參拜スヘシ

第五章 會 計

第二十一條 明治二十九年四月現在ノ總金額ヲ以テ本

會ノ基本金ト定メ舊王家ノ保管ニ一任ス

但シ舊王家會計主任者ヨリ毎年末基本金

増加異動ノ報告ヲ受クヘシ

第二十二條 本會ノ經費ハ基本金ノ利子ヲ以テ支辨ス

ルモノニシテ王家ヨリ一定ノ豫算額ヲ毎

年兩度ニ下附スルモノトス

第二十三條 豫算額ノ變更ヲ要スルカ若シクハ豫算以

外ニ支出ヲ要スルハ季員會ノ決議ニヨ

リテ會長ヨリ之ヲ王家ニ稟請シ其認可ヲ

受クヘシ

第二十四條 京都部ニハ別ニ一定ノ豫備費ヲ置キ同部

幹事ニ於テ之ヲ保管ス但シ其支出シタル

金額ハ直ニ填補シ得ヘキ目的アルハ限

リ一時ノ流用ニ供スルモノトス

附 則

第二十五條 本則ハ舊主ノ發意カ若シクハ委員全會一

致ノ希望ニ非サレハ變更スヘカラサルモ

ノトス

第二十六條 本則ハ舊主ヨリ本會ニ下附シタル日ヨリ

直ニ有効ノモノトス

(以上)